

「サイバーセキュリティ人材育成分科会」開催要綱（案）**1 目的**

近年、IoT機器の増大や巧妙化・複雑化するサイバー攻撃により、民間企業等において情報漏えい等の被害が頻発しており、サイバー攻撃に対処可能なサイバーセキュリティ人材を育成することは急務である。特に、人口減少が急速に進む地方において、サイバーセキュリティ人材を確保することは大きな課題となっていることから、サイバーセキュリティ人材の育成に関する課題を整理し、その在り方について、検討を行うことを目的とする。

2 名称

本分科会は、「サイバーセキュリティ人材育成分科会」と称する。

3 検討事項

- (1) 我が国のサイバーセキュリティ人材に係る現状と課題
- (2) 上記(1)の課題を解決するための方策
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本分科会の主査は、サイバーセキュリティタスクフォースの座長が指名する。
- (2) 本分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本分科会を招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本分科会を招集し、主宰する。
- (6) 本分科会の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバを招聘することができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (9) その他、分科会の運営に必要な事項は、主査が定める。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本分科会は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 分科会で使用した資料については、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合若しくは主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本分科会の議事要旨は、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 スケジュール

本分科会は、平成30年12月から開催する。

7 その他

本分科会の事務局は、サイバーセキュリティ統括官室が行う。

「サイバーセキュリティ人材育成分科会」構成員名簿

(敬称略、五十音順)

稲葉	緑	情報セキュリティ大学院大学	准教授
大高	利夫	藤沢市	総務部担当部長兼IT推進課長
岡本	大輔	日本商工会議所	情報化推進部 課長
(主査) 後藤	厚宏	情報セキュリティ大学院大学	学長
関	治之	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	代表理事
園田	道夫	情報通信研究機構 ナショナルサイバートレーニングセンター	長
武智	洋	日本電気株式会社	セキュリティ研究所 主席技術主幹
手塚	悟	慶應義塾大学大学院	政策・メディア研究科 特任教授
長谷川	長一	株式会社ラック	サイバー・グリッド・ジャパン 理事
水越	一郎	東日本電信電話株式会社	第一部門 基盤システム推進担当部長
与儀	大輔	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社	事業推進部担当部長